

根室公共職業安定所発表  
令和6年1月16日（火）

担 当	根室公共職業安定所
	所 長 佐々木 和己
	統括職業指導官 野瀬 敦司
	雇用指導官 高橋 祐介
	電話 0153 (23) 2161

## 令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

根室公共職業安定所（所長 佐々木 和己）では、このたび、令和5年「高年齢者雇用状況等報告」（令和5年6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

### I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置を実施済の企業は100.0%（対前年 変動なし）

### II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

70歳までの就業確保措置を実施済の企業は45.8%（対前年1.8ポイント減少）

### III 企業における定年制の状況

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は49.3%（対前年2.4ポイント増加）

### IV 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

① 66歳以上まで働ける制度のある企業は54.2%（対前年0.5ポイント増加）

② 70歳以上まで働ける制度のある企業は53.5%（対前年0.2ポイント減少）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」においては、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を、講じるよう企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業144社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。

## **1 高年齢者雇用確保措置の実施状況**

### (1) 全体の状況 《表1》

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)を実施済の企業の割合は100.0% (対前年 変動なし) となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.0% (対前年 変動なし) となっている。

### (2) 雇用確保措置の内訳 《表2》

雇用確保措置を実施済の企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は6.3% (対前年 1.9ポイント減少) となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は43.1% (対前年 4.3ポイント増加) となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は50.7% (対前年 2.4ポイント減少) となっている。

### (3) 継続雇用制度の内訳 《表3》

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は84.9% (対前年 1.6ポイント増加) となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は15.1% (対前年 1.6ポイント減少) となっている。

## **2 高年齢者就業確保措置の実施状況**

就業確保措置を実施済の企業の割合は45.8% (対前年 1.8ポイント減少) となっている。《表4》

## **3 企業における定年制の状況**

定年を65歳以上とする企業の割合は49.3% (対前年 2.4ポイント増加) となっている。《表5》

## **4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況**

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の割合は54.2% (対前年 0.5ポイント増加) となっている。《表6》

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の割合は53.5% (対前年 0.2ポイント減少) となっている。《表7》